

指定訪問介護事業所 タウンケア訪問介護サービス

重要事項説明書（訪問介護用）

令和 8 年 6 月 1 日改訂版

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業所があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1 法人の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 タウンケア
主たる事務所の所在地	〒960-0611 福島県伊達市保原町字城ノ内 87-5
代表者（職名・氏名）	代表社員 菅野拓司（スガノ タクジ）
設立年月日	平成 28 年 8 月 3 日
電話番号	024-575-1234

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	タウンケア 訪問介護サービス
指定年月日	平成 29 年 3 月 1 日
介護保険指定事業者番号	訪問介護 福島県指定 0771300787
事業所所在地	本店 〒960-0612 福島県伊達市保原町字宮下 67-3 テナント K 1F サテライト渡利 〒960-8141 福島県福島市渡利字番匠町 18-1 サニータウン 101 号室
連絡先相談担当者名	電話 024-575-1234 FAX 024-574-2345（担当：管理者）
事業所の通常の事業の実施地域	伊達市、福島市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、伊達郡川俣町 相馬郡飯館村

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援・要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行うため、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。
運営の方針	利用者の要支援・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日
営業時間	午前 9 : 00 から午後 18 : 00

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	3 6 5 日
サービス提供時間	7 : 00 から 22 : 00

(5) 事業所の職員体制

管理者	管理者 関戸 治
-----	----------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
サービス 責任者	1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 5 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 6 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 7 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 8 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 9 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 10 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常勤 4 名
訪問介護 員	1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスを提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	常勤 15 名 非常勤 7 名

3 サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、なんでもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	関戸 治	阿部 さと子	菅野 健一	斎藤 佳子
--------------	------	--------	-------	-------

4 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービス内容
訪問介護計画の作成		利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が作成した居宅・介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護・介護予防訪問介護計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特 段 の 専 門 的 配 慮 を も っ て 行 う 調 理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自 立 生 活 支 援 の た め の 見 守 り 的 援 助	○ 利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含みます。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心で必要な時だけ介助）を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る） ○ 車イスでの移動介助を行って店に行き、利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
生活援助	買い物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、各種加算について

	サービスに要する時間	(単位数)	利用料	自己負担額
身体介護	20 分未満（身体介護 01）	163	1,630 円	163 円
	20 分以上 30 分未満（身体介護 1）	244	2,440 円	244 円
	30 分以上 1 時間未満（身体介護 2）	387	3,870 円	387 円
	1 時間以上（身体介護 3）	567	5,670 円	567 円
	1 時間を超えて 30 分を増すごとに	+82	820 円加算	82 円加算
生活援助	20 分以上 45 分未満（生活援助 2）	179	1,790 円	179 円
	45 分以上（生活援助 3）	220	2,200 円	220 円
身体介護に引き続いて生活援助を行った場合	身体介護 1 に引き続き、生活援助を 20 分以上 45 分未満行った場合（身体介護 1 生活援助 1）	309	3,090 円	309 円
	身体介護 1 に引き続き、生活援助を 45 分以上 70 分未満行った場合（身体介護 1 生活援助 2）	374	3,740 円	374 円
	身体介護 1 に引き続き、生活援助を 70 分以上行った場合（身体介護 1 生活援助 3）	439	4,390 円	439 円
	身体介護 2 に引き続き、生活援助を 20 分以上 45 分未満行った場合（身体介護 2 生活援助 1）	452	4,520 円	452 円
	身体介護 2 に引き続き、生活援助を 45 分以上 70 分未満行った場合（身体介護 2 生活援助 2）	517	5,170 円	517 円
通院等乗降介助	1 回につき	97	970 円	97 円

※ 早朝（7：00～8：00）と夜間（18：00～22：00）の提供は上記の料金に+25%となります。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問介護計

画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行ないます。

- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上記金額の2倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で提供票に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20～30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例：入浴介助、食事介助など)に30分～1時間以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ サービス提供に当り必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用は、利用者（お客様）の別途負担となります。

各種加算について

	加算	利用者負担額	算定回数等
要介護 (区分なし)	初回加算	200 円	初回のみ
	特定事業所加算Ⅰ	基本部分の 20%	毎月
	介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	基本部分の 28.7%	毎月

- ※ 「初回加算」とは、初回提供時にサービス提供責任者自らが訪問介護を行う場合や、他の訪問介護員の介護に同行した場合の加算です。
- ※ 「特定事業所加算Ⅰ」とは、質の高い介護サービスを積極的に提供・実施している事業所に対する加算です。
- ※ 「介護職員等処遇改善加算Ⅰロ」とは、職位・職責・職務内容に応じた賃金形態が整っていることや、職場環境が整っている事業所に対する加算です。

(4) キャンセル料について

利用者の都合により、急なキャンセルの場合は次のキャンセル料を頂きます。

利用予定日の前日18時までにお電話いただければ、キャンセル料は発生しません。

ご連絡先 024-575-1234 (合同会社タウンケア)

利用予定日前日の18時まで連絡があった場合	無料
利用予定日前日の18時まで連絡がない場合	1,000円

- ※ 前日18時以降の急なご連絡のキャンセルについては上記キャンセル料金が発生いたします。生活保護などにより自己負担額0円の方でも、キャンセル料は実費で本人支払いとなります。
- ※ 状態の急変等、やむを得ず緊急の場合、キャンセル料は不要です。

5 利用料の請求及び支払方法について

以下の方法からお選びいただけます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の 26 日（26 日が土日の場合は、明けて月曜日となります。）
集金	サービスを利用した月の翌月の月末にサービス責任者または訪問介護員がお伺いして現金で集金いたします。

※ サービスを利用した月の翌月の 15 日前後に自己負担分のご請求書を郵送いたします。

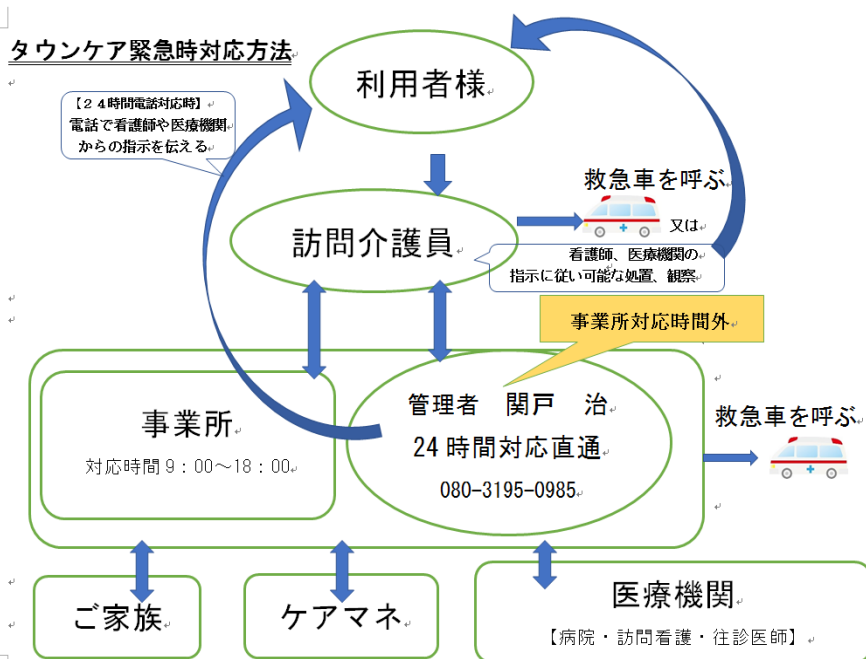
※ 自己負担額 0 円の方は、役所への請求となるため、ご本人への請求はございません。（キャンセル料は別途現金にて集金いたします。

※ 口座引落しは振替用紙の提出から約 2 か月後から開始となります。それまでのお支払いは、初回引落としにまとめることもできますが、1 か月ごとに現金でお支払いいただくこともできます。ご希望に合わせます。

6 緊急時における対応

サービス提供中に利用者の体調や様態の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等への連絡を行うなど、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	_____
	担当医	_____
	電話番号	_____
緊急連絡先（家族等）	氏名	_____
	利用者との続柄	_____
	電話番号	_____



7 事故発生時の対応方法について

8 虐待の防止について

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係 事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、
-------------------------------	---

	従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 サービス提供に関する相談、苦情について

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 024-575-1234 面接場所 当事業所の相談室
---------	---

11 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援・要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援・介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援・要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援・要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者が作成する「居宅・介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問介護・介護予防訪問介護 計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護・介護予防訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。
- (4) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問介護・介護予防訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 訪問介護員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

12 第三者評価の実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。本書を2通作成し、利用者、事業者が署名押印し、1通ずつ保有するものとします。

事業者所在地 福島県伊達市保原町字城ノ内 87-5
事業者（法人）名 合同会社タウンケア
代表者職・氏名 代表社員 菅野 拓司



私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定訪問介護サービスの提供開始に同意しました。

また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所

氏名

㊞

署名代行者（又は法定代理人）

住所

本人との続柄

氏名

㊞